

介護老人保健施設るるどの泉北名古屋運営規定（短期入所療養介護事業所）

（介護予防短期入所療養介護）

（事業の目的）

第1条 医療法人羊蹄会が開設する介護老人保健施設るるどの泉北名古屋（以下「事業所」という）が行う短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所療養介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 介護老人保健施設るるどの泉北名古屋
- （2）所在地 愛知県北名古屋市熊之庄宮前97番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（医師）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）従業者

別に定める医療法人羊蹄会 介護老人保健施設るるどの泉運営規程第4条（2）に定める職種及び員数のとおりとする。

従業者は、短期入所療養介護の提供を行う。

- （3）事務職員 1名（常勤職員）

必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 短期入所療養介護の利用定員は次のとおりとする。

空室利用型 本体施設の定員109名以内

[多床室（4人床20室）、（3人床）1床、従来型個室26室]

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第6条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介接報酬の告示上の額とし、当該短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 第6条の送迎の実施地域を越えて行う短期入所療養介護に要した送迎の費用は、徴収しないものとする。

3 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用として、日用品費230円、教養娯楽費250円（1日あたり）を徴収する。

4 食費 1,995円(1日あたり)

5 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 滞在費	多床室（空室利用）	8 1 7 円／1 日
	従来型個室（空室利用）	1, 9 2 7 円／1 日

(2) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。

従来型多床室	9 9 0 円 (税込)
従来型個室	1, 1 3 1 円 (税込)
従来型個室	1, 1 0 0 円 (税込)
従来型特別室A	3, 6 1 9 円 (税込)
従来型特別室B	2, 7 8 1 円 (税込)
従来型特別室C	1, 2 4 1 円 (税込)

* 外泊等で利用者が不在の場合においても、居室が当該利用者のために確保されている場合は、居住費および特別な室料は請求の対象となる。

6 利用者が日常生活において希望される介護老人保健施設サービスの費用で、保険給付の対象外となる下記のサービス項目については、利用者が負担すべき費用として実費相当額を徴収する。

- ① 理美容
- ② 健康管理（インフルエンザ予防接種、歯科検診）
- ③ 施設衣類、靴の貸出
- ④ テレビ、冷蔵庫のリース
- ⑤ 電気使用（電化製品を持ち込んだ場合）
- ⑥ 業者依頼の洗濯
- ⑦ コイン洗濯機、コイン乾燥機の利用

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。なお、やむえない事情等により、当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は、北名古屋市、岩倉市、小牧市（藤島、小木、新小木、小木西、小木東、小木南、下小針、多気北町、多気南町、多気西町、多気中町、三ツ渚、舟津）、豊山町、名古屋（北区、西区の庄内川以北）の区域とする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （1）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- （2）入所生活においては、施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- （3）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（虐待の防止のための処置に関する事項）

第9条 介護老人保健施設事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次のとおり措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における虐待の防止対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に1回以上実施すること。
- （4）前3、に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人羊蹄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年7月12日から施行する。

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月21日から施行する。

この規程は、令和7年2月1日から施行する。